

御亭山から見た大田原市街地

# 特集

# 東日本大震災

あの日から10年

より強く芽生えた

「防災意識」と「助け合いの精神」

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0を記録した大地震は、建物を倒壊させ、太平洋沿岸地域に津波を引き起こすなど、日本各地に大きな爪痕を残しました。

震源から遠く離れた本市でも、地震の揺れによる被害が数多く発生しました。

時間の経過とともに当時の記憶が薄れ行くなか、全国各地では局部的豪雨や大雪、大型台風、噴火などの災害が多発しています。

今後も起こり得るであろう自然災害に対し、私たちはあの時の経験を忘れずに、防災対策に活かしていかなければなりません。

そこで、今回は東日本大震災を振り返り、あの経験から何を学び、防災対策にどう活かしてきたかを特集します。

## 東北地方太平洋沖地震の概要

### ◆地震の概要 (気象庁情報)

#### 発生日時

平成23年3月11日 午後2時46分

#### 震源および規模 (推定)

三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度)

深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0

#### 各地の震度(震度6弱以上)

震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、

茨城県北部・南部、栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福

島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部

### ◆津波の概要 (気象庁情報)

#### 津波の観測値(検潮所)

- ・えりも町庶野 最大波 3.5m
- ・宮古 最大波 8.5m 以上
- ・大船渡 最大波 8.0m 以上
- ・釜石 最大波 4.2m 以上
- ・石巻市鮎川 最大波 8.6m 以上
- ・相馬 最大波 9.3m 以上
- ・大洗 最大波 4.0m

### ◆全国の被害状況 (消防庁情報)

#### 人的被害

- ・死者 19,729名 ※震災関連の死者を含む
- ・行方不明 2,559名
- ・負傷者 6,233名

#### 住家被害

- ・全壊 121,996戸
- ・半壊 282,941戸
- ・一部破損 748,461戸

出典：令和2年3月10日 内閣府緊急災害対策本部 発表資料  
『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について』



石積擁壁崩落箇所(中田原地内)

# 本市の被害状況

本市では、震度6強を観測し、多くの家屋が損壊したほか、本庁舎をはじめとする公共施設や道路、水道施設、農業用施設なども被害を受け、水道、電気といったライフラインも一時寸断されました。

## ●道路

路面の亀裂や段差、民家の石塀の倒壊が市内各所で発生し、交通に支障が生じました。



地震発生後の旧庁舎

## ●放射性物質による汚染

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が放出されたことから、市民の皆さまの健康や生活環境への影響を速やかに低減することが喫緊の課題となりました。

市は、平成28年1月に、除染実施計画に掲げた数値目標を達成し除染が完了しました。現在も放射性物質汚染状況マップを作成し、市のホームページで公表しています。

## ●農産物への影響

農産物の一部から放射性物質が検出されたことに伴い、特定の農産物の出荷停止などの被害が発生しました。栃木県では、食品ごとのモニタリング検査を実施し、ホームページで公表しています。県内の一部の農産物においては、現在も出荷停止が続いています。

原発事故による放射性物質の汚染の懸念から、本市の農産物に風評被害をもたらしました。放射線に関する正しい理解と風評被害を払拭するための取り組みとして、平成24年に「農産物安全・安心キャンペーン」を展開しました。

## ●教育施設

各小中学校は、天井板や外壁板の落下、柱の亀裂など大きな被害を受けました。中でも湯津上中学校屋内運動場は耐震補強を含む大規模な修復が必要となりました。平成25年度末までには、被害を受けたすべての小中学校の復旧が完了しました。

## ●その他、生活への影響

大幅な電力不足が生じたことから「計画停電」が行われました。ガソリンなど石油製品の供給量が一時的に減少し、緊急車両への優先供給や、ガソリンスタンドに給油待ちの長蛇の列ができました。

## ●水道施設

大田原配水池や佐久山配水池の水道管が破損するなど水道施設も多くの被害を受け、市内の広範囲で断水や水の濁りなどが発生しました。



## ●震災廃棄物

瓦、大谷石、木材などの廃棄物は、市内の数か所に一時保管しなければならないほど大量に発生しました。

東日本大震災により大量に発生した瓦は、粉碎し植樹帯に敷き防草材の役割を持った「テコラ」として再利用しました。



敷設された「テコラ」

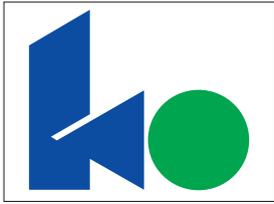
# 復興と災害対策

## ●各種防災協定の締結について

東日本大震災では、多くの自治体、企業、個人からさまざまな救援物資の支援をいただき、被災者の救援に役立てられました。市は、防災力・減災力の強化を目指して、自治体や民間団体と防災に関する協定を結んでいます。これまで協定締結都市との交流事業として、それぞれの自治体で実施する防災訓練への職員の相互派遣などを行い、平時からの相互応援態勢の構築に努めています。

また、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材を持つさまざまな業種の18の民間団体と協定を結び、災害時において迅速に応急対応を行えるよう防災力の強化を図っています。

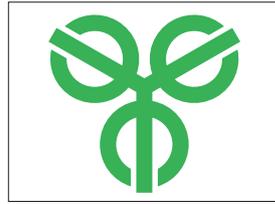
### 【協定締結都市】



東京都江東区  
平成18年1月



埼玉県蕨市  
平成25年12月



埼玉県草加市  
平成27年11月



宮崎県東臼杵郡椎葉村  
平成28年11月



千葉県成田市  
平成29年5月



北海道広尾郡大樹町  
平成30年9月



岩手県久慈市  
平成30年10月



福島県白河市  
令和2年9月

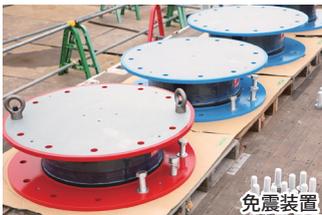


## ●防災拠点としての本庁舎

東日本大震災では、当時の本庁舎が大きく損壊し、建て直しを余儀なくされました。

平成31年1月から業務を開始した現在の本庁舎は、十分な耐震性を備え、地震発生時の行政機能の維持とあわせて、防災活動拠点としての機能や災害対策本部機能を充実することとしました。

本庁舎は、免震装置を備えた構造とし、庁舎内には、災害対策本部となる会議室を設置しました。また、非常用自家発電機の設置により、災害対策本部などの庁舎内一部のエリアに対し、停電後約72時間電力を供給することができます。



免震装置



災害対策本部

## ●緊急時の市の対応(業務継続計画について)

大規模な災害が発生したときには、市民の皆さまの生命を守り、または市民生活を維持するために中断することができない業務に職員を重点的に投入する一方で、市民生活に与える影響が比較的少ない業務は、縮小または休止することになります。

このため、市役所のそれぞれの業務について、あらかじめ継続、縮小および休止する業務を選定し、休止した業務の再開時期の目安などを定めた業務継続計画を策定しました。

# これからの防災対策

東日本大震災による傷跡が消えつつある一方、近年では全国各地で想定を上回る激甚災害が頻発し、これまで災害が発生しないと思われてきた地域でも災害が発生するなど、自然災害の脅威は増加の一途をたどっており、災害への備えは重要性を増しています。

東日本大震災をはじめとする多くの大規模災害の教訓、また、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、これからの防災対策について紹介します。

## ●ハザードマップで知る災害危険性

頻発・激甚化する災害から命を守るためには、地域の皆さま一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という「自助」の意識を持つことが重要です。そのためには、身近に起きる災害を知る必要があります。その際に参考としていただきたいのが「ハザードマップ」です。



ハザードマップとは、お住まいの地域の災害危険性を地図に表したものです。

本市は、栃木県が東日本大震災後に行った地震被害想定調査を基に「揺れやすさマップ」を作成、「土砂災害ハザードマップ」「洪水ハザードマップ」と合わせて、「大田原市防災ハザードマップ」として一冊の冊子にして全戸配布しました。

また、近年頻発している浸水害を受け、洪水ハザードマップを千年に一度の大雨を想定したものに改訂しました。

今後は、これまでハザードマップの対象でなかった中小河川やダムの下流域、ため池についてのハザードマップを作成・公表する予定です。

## ●防災行政無線システム

東日本大震災から10年を迎えた今年、市民の皆さまへ避難情報などをお伝えする新たな防災行政無線システムを整備しており、令和3年4月から運用を開始します。



防災行政無線システム



防災行政無線システム

新たなシステムは、市内全域に屋外スピーカーを整備し、地域の方々へより細やかな情報をお伝えします。

システムの内容については、広報おたわら1月号19ページをご覧ください。

## ●ウィズコロナでの防災

コロナ禍に発生する災害においては、避難所への避難で感染する危険性があります。安全な場所にいる人は避難所に行く必要はありません。

ハザードマップで避難の必要性を確認し、避難が必要な方は次の順で避難先を検討しましょう。

- ① 安全な親戚・知人宅
- ② 地区の公民館など
- ③ 市が開設する避難所

## ●避難の際の持ち出し品

貴重品類、食品類、生活用品、常備菜などに加え、コロナ禍では、手指消毒液やマスクなどの感染症対策用品を準備しておきましょう。

## ●避難情報の収集

市は、避難に関する情報を発信可能なあらゆる手段で発信します。テレビやラジオ、インターネット、よいちメールおよび防災行政無線で避難の判断を行うための情報を積極的に取得しましょう。



よいちメール



河川監視カメラ



ハザードマップ

## 自主防災組織

自主防災組織とは、いつ起こるかかわからない災害に備えて、市民の皆さまが「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織です。公的機関と協働して「防災教育」「避難行動要支援者対策」「避難所運営」の役割を担うことが期待されています。

特に、コロナ禍においては、避難先の分散化が重要であり、自主防災組織による自主的な避難所運営が一層求められます。

### ●地域住民による助け合い

阪神淡路大震災の救助の8割が、家族や近所の住民によるものだったことから組織化が進み、東日本大震災の際には自主防災組織による避難誘導や避難所運営などの活動事例が多数報告されています。



自主防災組織による訓練の様子

### ●自主防災組織の結成状況

市は、自主防災組織結成による自主的な防災活動を推進しています。平成10年に本市第1号となる寺町自主防災会が結成されてから平成23年3月の東日本大震災までの13年間で組織された自主防災組織は22組織（22自治会区）でしたが、東日本大震災以降に88組織（101自治会区）が結成されました。現在、全169自治会区のうち、123自治会区に自主防災組織があり、防災訓練や防災啓発活動を実施するなど各組織独自の取り組みを行っています。

令和元年東日本台風の際には、片田自主防災会をはじめ、多くの自主防災組織が自主避難所を開設するなどの活動を行いました。

すべての自治会で組織されるよう、引き続き結成の支援を行ってまいります。



自主防災組織による訓練の様子

## 「災害ボランティアセンター」の設置

市社会福祉協議会では、「災害ボランティアセンター」を設置し、東日本大震災発災から約8か月の間、ボランティアのマッチングによる被災者支援を行いました(写真右上)。さらに、津波被害を受けた福島県いわき市へ計7回の市民有志によるボランティア派遣を行いました。

これらの経験から、平成26年度に災害ボランティアセンターの運営に関する協定を各関係機関と結びました。これにより、あらゆるニーズが同時多発的に噴出する発災時に、市社協だけでなくさまざまな団体が協働することで、多様な視点と専門性をもった被災者支援を迅速に行うことが可能になります。また、定期的に運営連絡会を開催し、各団体の特徴、強み、発災時の動き、支援方法などの情報を交換し、平時からの関係づくりを大切にしています。

さらに、市民の皆さまを対象とした、「災害ボランティア講座」「災害ボランティアセンター運営訓練」を開催しています(写真下)。災害ボランティアセンターの運営には、ボランティアの皆さまの協力が不可欠です。日頃の地域活動や住民同士の連携が、有事の際の支援活動の大きな力になります。また、災害ボランティアセンターの役割などを知ることによって、防災・減災意識の向上を図っています。

